

四半期報告書

(第66期第1四半期)

Joshin 上新電機株式会社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

Joshin 上新電機株式会社

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営上の重要な契約等】	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
第3 【提出会社の状況】	6
1 【株式等の状況】	6
2 【役員の状況】	7
第4 【経理の状況】	8
1 【四半期連結財務諸表】	9
2 【その他】	15
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	16

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年8月13日
【四半期会計期間】	第66期第1四半期(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
【会社名】	上新電機株式会社
【英訳名】	Joshin Denki Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中 嶋 克 彦
【本店の所在の場所】	大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号
【電話番号】	大阪 06(6631)1161
【事務連絡者氏名】	代表取締役専務 経営管理本部長 宇 多 敏 彦
【最寄りの連絡場所】	大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号
【電話番号】	大阪 06(6631)1161
【事務連絡者氏名】	代表取締役専務 経営管理本部長 宇 多 敏 彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次 会計期間	第65期 第1四半期 連結累計期間	第66期 第1四半期 連結累計期間	第65期
	自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日	自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
売上高 (百万円)	83,245	85,049	365,958
経常利益 (百万円)	658	282	5,323
四半期(当期)純利益 (百万円)	760	202	3,461
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	407	213	4,281
純資産額 (百万円)	55,054	57,976	58,535
総資産額 (百万円)	165,172	181,297	171,022
1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	15.18	4.07	69.62
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	14.42	3.87	66.07
自己資本比率 (%)	33.3	32.0	34.2

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 1株当たり情報の算定上の基礎となる「普通株式の期中平均株式数」は、社員持株会専用信託口が所有する連結財務諸表提出会社株式を控除しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当グループ(当社及び当社の関係会社)が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、政府による金融・経済政策を背景に、円高の是正や株価の上昇等、景気は着実に持ち直しの動きが見えてきましたものの、海外景気に対する不安感や為替・株式市場の大幅な変動など、依然として先行き不透明なまま推移しました。

当家電販売業界におきましては、アナログ停波以降落ち込みが続いております薄型テレビを中心とした映像関連商品は、依然として売上の前年割れが続いておりますが、エアコン、冷蔵庫、クリーナー、デジタルカメラ、スマートフォンなどは堅調に推移しました。一方商環境は、相次ぐ競合店の出店ならびに価格・サービスによる企業間の過当競争がますます激しくなっており、より一層厳しい経営環境下にありました。

このような厳しい状況の中、当グループでは、『お客様目線で考動し 日本一の感動接客を実践しよう！』を当期のスローガンに、①営業力強化と差別化の推進 ②安定した財務体質の構築 ③店舗オペレーションの簡素化 ④社会的責任のある企業活動の推進と継続 ⑤環境変化への柔軟な対応 等の諸施策に総力を挙げて取り組んでおります。

店舗展開につきましては、蟹江店(愛知県)をはじめ3店舗の出店を行うとともに1店舗を撤収した結果、当第1四半期連結会計期間末の店舗数は207店舗となりました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の業績は、売上高850億49百万円(前年同四半期比2.2%増)、営業利益3億2百万円(前年同四半期比53.4%減)、経常利益2億82百万円(前年同四半期比57.1%減)、四半期純利益2億2百万円(前年同四半期比73.4%減)となりました。

なお、当グループの業績は、繁忙月である7月、12月、3月の売上のウェイトが高く、固定費については毎月概ね均等に発生しますので、例年、利益項目について第1四半期は低水準となります。

当グループの事業は、家電製品等の小売業並びにこれらの付帯業務の単一事業であり、開示対象となるセグメントはありませんので、セグメント情報の記載を省略しております。

また、上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

① 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定(以下「方針決定」といいます。)を支配する者は、長年にわたり築き上げた顧客、取引先、従業員等との信頼関係を最大限生かし、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させられる者でなければならないと考えております。

当社は、当社の株券等を大規模に買付ける買付行為であっても、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また会社の支配権の移転を伴うような大規模な買付行為の提案に応じるか否かの判断は最終的には株主の皆様の総意に基づき行われるべきと考えております。

しかし、株式の大規模な買付行為あるいは買付提案の中には、会社や株主に対して買付提案の内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、買付に応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、買付条件が会社の有する本来の企業価値に照らして不十分または不適切であるもの、買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのあるものなどが存在することも想定されます。

当社は、このような大規模な買付行為や買付提案を行うことなどにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある者は、方針決定を支配する者としては適切ではないと考えております。

② 基本方針実現のための具体的な取組み

A 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、家電製品・情報通信機器・エンターテインメント商品・住宅設備関連品などを扱い、専門性の高い多彩な業態店舗並びにインターネットショップなどを通じて、お客様に快適なライフスタイルを提供しております。

また、高度な専門性・生活提案・豊富な品揃え・リーズナブルな価格・安心確実なアフターサービスなど、創業以来変わらぬ「まごころサービス」の精神で、お客様との信頼関係の構築に努めております。

さらに当社は、コーポレート・ガバナンスの充実にも積極的に取組み、CSR推進室の設置を含め内部統制システムの整備に努め、公益通報体制の整備・プライバシーマークの認定取得(平成17年4月)・ISO14001の認証取得(平成12年3月)などに加え、省エネ型製品普及推進優良店にも数多くの店舗が認定されております。さらに、創業時から実践してまいりました取組みが評価され「製品安全対策優良企業表彰 大企業小売販売事業者部門 経済産業大臣賞」を3回連続で受賞(平成20年、平成22年、平成24年)しております。また、平成18年6月には、こうした取組みをまとめたCSR報告書を家電販売業界で初めて発行し、以降毎年更新しております(平成25年6月に「J o s h i nまごころCSR報告書2013年度版」を発行)。このように当社は、法令・社会規範の遵守や環境保全といった企業としての社会的責任を果たし、会社全体の企業価値及び株主共同の利益の最大化を追求すべく、効果的かつ適正な企業経営の推進に努めております。

B 基本方針に照らして不適切な者によって方針決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成19年6月22日開催の当社定時株主総会での決議により、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)」を導入し、平成22年6月25日開催の当社定時株主総会の決議により、一部改定した上で更新いたしました。(以下「前対応方針」といいます。)前対応方針の有効期間が、平成25年6月27日開催の当社定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)の終結の時までであるため、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、平成25年5月13日開催の当社取締役会において、前対応方針を更新することを決定し、本定時株主総会において決議されております。(以下「本対応方針」といいます。)

③ 具体的な取組みに対する取締役会の判断及びその理由

A 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

基本方針の実現に資する特別な取組みについては、お客様に快適なライフスタイルを提供し、信頼関係の構築に努めること、また、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることにより、企業価値の確保・向上、ひいては、株主共同の利益の確保・向上につながるものであり、株主共同の利益を損なうものではありません。

また、いずれも、企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある者は、方針決定を支配する者としては適切ではないとする基本方針に沿った取組みであるとともに、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

B 基本方針に照らして不適切な者によって方針決定が支配されることを防止するための取組みについて

当社取締役会は、大規模買付者が現れた場合に、当社の企業価値及び株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するために、株主の皆様が十分な時間や情報に基づいて判断すること等を可能にするために本対応方針への更新を決定したものであり、本対応方針は、基本方針に沿った取組みであると考えております。

その内容としても、予め大規模買付者が遵守すべき一定のルールを設定し、大規模買付者がかかるルールを遵守しない場合、またはルールを遵守した場合でも当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合にのみ一定の対抗措置を採るものとされていることから、本対応方針は当社の企業価値及び株主共同の利益を確保するための取組みであり、株主共同の利益を損なうものではないと考えております。

また、本対応方針は、当社取締役会が本対応方針を適正に運用し、当社取締役会の恣意的な判断を防止するため、当社取締役会から独立した第三者機関として、独立委員会を設置しております。そして大規模買付者に対する対抗措置の発動を行うか否かの判断を行う場合には、当社取締役会が独立委員会に対して諮問し、かかる諮問に基づいてなされた独立委員会の勧告を最大限尊重することで、当社取締役会の恣意的な判断を排除する仕組みとなっております。このようなことから、本対応方針は、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

さらに、本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（Ⅰ 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、Ⅱ 事前開示・株主意思の原則、Ⅲ 必要性・相当性の原則）を充足しており、高度の合理性を有する措置であります。

本対応方針は、前対応方針と同様に、3年ごとにその継続の可否について株主の皆様へ決議していただく予定となっております。この点からも、本対応方針は、株主共同の利益を損なうものではないと考えます。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	99,000,000
計	99,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成25年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年8月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	57,568,067	同左	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は1,000株であり ます。
計	57,568,067	同左	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

当四半期会計期間において発行した新株予約権又は新株予約権付社債はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

記載すべき事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年6月30日	—	57,568	—	15,121	—	5,637

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成25年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成25年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 7,382,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 50,055,000	50,055	—
単元未満株式	普通株式 131,067	—	—
発行済株式総数	57,568,067	—	—
総株主の議決権	—	50,055	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式12株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成25年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 上新電機株式会社	大阪市浪速区日本橋西 一丁目6番5号	7,382,000	—	7,382,000	12.82
計	—	7,382,000	—	7,382,000	12.82

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,617	5,451
受取手形及び売掛金	10,435	11,682
商品	66,855	73,740
その他	10,603	11,313
貸倒引当金	△25	△24
流動資産合計	92,486	102,164
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	24,003	24,797
土地	25,394	23,770
その他（純額）	4,661	5,830
有形固定資産合計	54,060	54,397
無形固定資産	2,218	2,148
投資その他の資産		
差入保証金	15,957	16,315
その他	6,338	6,325
貸倒引当金	△43	△57
投資その他の資産合計	22,252	22,583
固定資産合計	78,530	79,129
繰延資産	5	4
資産合計	171,022	181,297

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	31,476	33,640
短期借入金	8,150	2,700
1年内返済予定の長期借入金	14,862	15,890
未払法人税等	315	374
賞与引当金	1,622	1,039
ポイント引当金	4,613	4,535
店舗閉鎖損失引当金	67	32
転貸損失引当金	43	42
その他	15,435	27,110
流動負債合計	76,586	85,365
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	2,500	2,500
長期借入金	24,463	26,572
退職給付引当金	1,409	1,359
転貸損失引当金	289	279
商品保証引当金	2,132	2,105
資産除去債務	2,490	2,536
その他	2,615	2,602
固定負債合計	35,901	37,955
負債合計	112,487	123,320
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,121	15,121
資本剰余金	19,663	19,663
利益剰余金	32,823	32,231
自己株式	△6,402	△6,380
株主資本合計	61,206	60,636
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	482	494
土地再評価差額金	△3,153	△3,153
その他の包括利益累計額合計	△2,671	△2,659
純資産合計	58,535	57,976
負債純資産合計	171,022	181,297

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
 【四半期連結損益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
売上高	83,245	85,049
売上原価	64,810	66,974
売上総利益	18,435	18,075
販売費及び一般管理費	17,786	17,773
営業利益	648	302
営業外収益		
受取利息	17	15
受取配当金	37	38
受取手数料	19	21
還付加算金	35	29
その他	27	15
営業外収益合計	137	120
営業外費用		
支払利息	97	105
その他	30	35
営業外費用合計	128	140
経常利益	658	282
特別利益		
固定資産売却益	5	153
投資有価証券売却益	—	20
特別利益合計	5	174
特別損失		
固定資産売却損	70	36
固定資産除却損	2	89
減損損失	—	227
その他	—	26
特別損失合計	72	380
税金等調整前四半期純利益	590	76
法人税、住民税及び事業税	186	231
法人税等調整額	△356	△357
法人税等合計	△170	△125
少数株主損益調整前四半期純利益	760	202
四半期純利益	760	202

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	760	202
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△353	11
その他の包括利益合計	△353	11
四半期包括利益	407	213
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	407	213
少数株主に係る四半期包括利益	—	—

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

保証債務

連結会社以外の会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり保証を行っております。

前連結会計年度 (平成25年3月31日)		当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)	
あさか電器株式会社	77百万円	あさか電器株式会社	75百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
減価償却費	952百万円	972百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	800	16	平成24年3月31日	平成24年6月29日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、社員持株会専用信託口に対する配当金12百万円を含めておりません。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	794	16	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、社員持株会専用信託口に対する配当金8百万円を含めておりません。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

当グループは、家電製品等の小売業並びにこれらの付帯業務の単一事業であり、開示対象となるセグメントはありませんので、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	15円18銭	4円07銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	760	202
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	760	202
普通株式の期中平均株式数(千株)	50,082	49,692
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	14円42銭	3円87銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	2,668	2,671
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(注) 「普通株式の期中平均株式数」は、社員持株会専用信託口が所有する連結財務諸表提出会社株式を控除しております。

(重要な後発事象)

自己株式の処分について

当社は、平成25年7月19日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分を行うことを決議し、下記のとおり処分いたしました。

(1) 処分した株式の種類	当社普通株式
(2) 処分した株式の総数	200,000株
(3) 処分価額	1株につき849円
(4) 処分価額の総額	169,800,000円
(5) 処分日	平成25年8月5日
(6) 処分先	株式会社名古屋銀行
(7) 手取金の使途	運転資金(商品仕入資金)

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年 8 月13日

上新電機株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 林 由 佳 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 村 上 和 久 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている上新電機株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、上新電機株式会社及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年8月13日
【会社名】	上新電機株式会社
【英訳名】	Joshin Denki Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中 嶋 克 彦
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長中嶋克彦は、当社の第66期第1四半期(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。